

## 高野町住環境整備補助金交付要綱

平成25年4月1日  
告示第 17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の居住環境の向上及び定住促進の充実を図るとともに、経済対策として本町の経済の活性化に資するため、町民が町内施工業者により行う住環境整備（以下 住宅リフォーム）に要する費用に対し、住環境整備補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、高野町補助金交付規則（平成8年高野町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己の居住の用に供する建築物

イ 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅（以下「併用住宅」という。）については、自己の居住部分のみとする。

ウ 賃貸住宅、借家（公営住宅を除く）については、賃借人の承諾を得た場合、入居人が申請する場合のみとする。

(2) 住宅リフォーム 住宅の機能の維持又は向上のために行う増築、一部改築、改修、修繕、模様替え、設備改修等の工事をいう。

(3) 町内施工業者 町内に住所を有する事業所及び個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 本町の住民基本台帳に記録されている者

(2) 町内に存する住宅で、現に当該住宅に居住している者

(3) 世帯全員が本町に納入すべき町税、使用料、分担金及びその他町に対する債務（以下「債務」という。）を滞納していない者

2 上記に該当しない新規移住者にあつては補助金交付確定後3か月以内に住所を移し、当該住宅に入居する者

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第 201号)その他の法令に違反しない工事であること。

(2) その他法令及び、町条例に違反しない工事であり、すべての申請を完了したもの。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の屋根、外壁、内壁、天井、床、設備等の工事に要する費用で町長が別に定めるもの（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、下限額は5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費と

しない。

- (1) 門、塀、柵等の外構工事費又は庭園の整備費
- (2) コンクリート、アスファルト等による舗装費
- (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- (4) 物置、車庫等の設置費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として適当でないと認めるもの  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、最高上限額は20万円とし端数が生じた場合は千円未満を切り捨てる。

- 2 補助金確定額の1割は高野町共通商品券で交付する。
- 3 前項で端数が生じた場合は千円未満を切り上げるなど補助確定額を調整する。  
(補助回数)

第7条 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。  
(補助金の申請等)

第8条 補助金の申請は、住環境整備補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。
  - (1) 平面図、立面図または概略図、その他の住宅リフォームの内容が確認できる図面
  - (2) 住宅リフォームの見積書
  - (3) 住宅リフォームを行う部分の施工前の状態が確認できる写真
  - (4) 対象となる住宅の位置図
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 3 町長は前項の申請書を受理した時はその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた時は、申請者に補助金交付決定書(様式第1-1号)により通知する。  
(補助事業の内容の変更等)

第9条 補助金承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 住環境整備補助金事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 住環境整備補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)
- (3) 補助金交付決定前にやむをえず工事着工を行う場合は補助金決定前着工届(様式第4号)を提出する。  
(実績報告)

第10条 実績報告書は、住環境整備補助金事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

- 2 第1項に添付する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。
  - (1) 住宅リフォームに係る契約書及び領収書の写し
  - (2) 住宅リフォームを行った部分の施工中及び施工後の状態が確認できる写真
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日

とする。

- 4 町長は、実績報告書に基づいて書類検査等を行い、適正と認められた時は交付すべき補助金の額を確定し補助金確定通知書（様式第5-1号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条の通知を受けたものは、すみやかに住環境整備補助金交付請求書（様式第6号）を町長に通知するものとする。

（補助金の支払い）

- 第12条 補助金の支払いは、前条の通知を受けた後支払うものとする。

- 2 前項に規定する補助金のうち、第6条第2項から3項に規定する額は、高野町住環境整備補助金商品券引換通知書（様式第7号）により支払うものとする。

（適用除外）

- 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付は行わないものとする。

(1) 既にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった住宅

(2) 国、県、本町等が実施している他の補助事業による補助金の交付の対象となった部分の工事

（補助金の返還等）

- 第14条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（調査）

- 第15条 町長は必要があると認めるときは、職員をしてその実情を調査させることができる。

（補則）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 町長は、この要綱の施行後3年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。